主

被告人を懲役2年に処する。 この裁判の確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。 訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(犯罪事実)

被告人は、平成16年5月27日午前10時ころ、神戸市a区b町c丁目d番e号所在のA株式会社駐車場において、同所に駐車中の普通貨物自動車(軽四)内から、Bが管理する現金約261万6920円、小切手23枚(額面合計82万1835円)及び預金通帳5冊等41点在中のかばん2個(物品時価合計4万3000円相当)を窃取した。

(証拠の標目)

省略

ない。

(弁護人の主張に対する判断)

1 弁護人は、被告人が公訴事実記載の日時ころ、同記載の普通貨物自動車(軽四)内からかばん2個を持ち出した事実は認めるが、被告人は氏名不詳の5人の男に強要され、反抗を抑圧された状態でしたものであるから、期待可能性が無く、無罪であると主張するので、以下、検討する。

2 被告人は、 一度では、 一定では、 一では、 一では、

4 しかし、弁護人の主張にかんがみ、更に検討する。

被告人の供述内容は前記のとおりであり、おおむね一貫していて、明らかに不合理とまでいえるような点はない。また、関係各証拠によれば、被告人は、本件犯行後、その当日に妻に犯行を打ち明け、翌日には、父の会社の事務員と父に話をし、そのまま父に伴われてC警察署に出頭しており、その経過に格別不自然なところはないこと、被告人が使用していた携帯電話の解析によっても、被告人が、不審な人物と連絡を取るなど、事件の共謀をうかがわせるような事情はないこと、それにもかかわらず、被告人の周辺からは被害品等、本件との関係を示すような証拠は発見されていないことなど、被告人の供述と矛盾しない事実関係も認められる。

一方,本件当時,①被害車両の前にもう1台の自動車が止まっていたか否か,②被害者Bが,被害車両から離れた時間がどの程度であったかなど,被告人の供述と被害者の供述の間に食い違いのある点もある。そして,①の点については,犯行直後である当日の午前10時40分ころから撮影された写真撮影報告書には,被害

車両の前にもう1台の自動車が停車している状況が撮影されているだけでなく、証 人Dの供述及び捜査報告書によって一応裏付けられており、また、証人Bが、 らの点について特に事実と異なる供述をする理由はうかがえないことからすると, 少なくとも,①の点については,被害車両の前にもう1台の自動車が停車していた

少なくとも、①の点については、被害車両の前にもう1台の自動車が停車していたと考える方が自然である。しかし、逆に、被告人が自らの意思で本件犯行をしたとしても、上記①、②の点について、ことさら虚偽の供述をしなければならない理も見当たらず、これらの食い違いは、完全に解明されているとはいえない。他方、被告人の供述によれば、5名もの男が現場付近に集まって被告人を脅きし、その後、そのうちの1名と被告人が、相当長時間にわたって現場付近を行きっていたというのであるが、現場付近は、工場や事務所が密集する市街地であって、午前10時前後という時間帯を考えると、人目に付く蓋然性の高い状況という、午前9時30分ころ及び午前9時53分ころ、それぞれ、本件現場から少し離れた場所で、見慣れない自動車が駐車していたり、若い男が2人座り込んでいたことが場所で、見慣れない自動車が駐車していたり、若い男が2人座り込んでいたと、場所で、見慣れない自動車が駐車していたり、若い男が2人座り込んでいたとある。とと本件との関係は全く明らかでなく、他に、被告人が

国際に、元頃和はい日野半が紅平していたり、石い男か2人座り込んでいたことが目撃されているが、そのことと本件との関係は全く明らかでなく、他に、被告人が述べるような事実の存在をうかがわせるに足りる客観的証拠は存しない。そうすると、結局、本件の事実関係に解明が尽されていない点があることを考慮しても、被告人が供述するような事実の不存在について、合理的な疑いがあるとまではいうことができない。

(法令の適用)

罰 条予 刑法235条 執 刑法25条1項 行

費 用 訴 訟 刑事訴訟法181条1項本文

(量刑の理由)

本件は、自動車の窓ガラスを消火器を用いて割った上、その中にあった260万 円以上の現金等が入ったかばんを盗み去ったというものであり、その犯行態様が手 荒いこと、被害結果も甚大であることなどの事情に照らすと、まことに悪質な犯行 というほかない。

しかしながら、本件の立証上、上記のとおり被告人が供述するような事情の不存在について、合理的な疑いがあるとまではいえないが、本件犯行を被告人が単独で したとするには不自然な点があり、他方、共犯者の存在をうかがわせるような証拠 もなく、結局、いまだに解明されていない点があることは否定できず、この点は、 量刑に当たって、考慮せざるを得ない。さらに、被告人は、かばんを持ち去ったこ と自体は認め、安易にこのような犯行をしたことを反省していること、本件犯行の 翌日に自ら警察に出頭し、犯行を申告して自首していること、被告人には、少年時 翌日に目ら警察に出頭し、犯行を甲肓して目目していること、「双日八には、シート代の平成9年に窃盗(車上狙い)の前歴がある他は一般前科、前歴はないこと、結代の平成9年に窃盗(車上狙い)の前歴がある他は一般前科、前歴はないこと、結 婚して1子をもうけ、父の事業を手伝うなどして相応の社会生活を営んでいることに加え、現時点では受け取りは拒否されたものの、被告人の父が、被害会社に10 0万円を持参し、示談交渉をするなど、被害弁償の意向を示していることなど、酌 むべき情状も認められる。

そこで、これらの事情を総合考慮し、被告人に対し、刑の執行を猶予することと

(求刑 懲役2年)

平成16年10月13日 神戸地方裁判所第4刑事部

> 裁判官 笹 野 明 義